

個人情報の収集制限事項に関する変更について

中野区個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）における個人情報の収集制限事項に関する変更について、下記のとおり検討状況を報告する。

記

1 収集制限事項に該当する個人情報の規定内容について

収集制限事項（①思想、信条及び宗教に関する事項、②人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、③犯罪に関する事項）に該当する個人情報については、法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがある場合を除いて、原則、収集してはならないが、実施機関が必要があると認めるときは、あらかじめ中野区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて収集することができることと定められている。また、収集制限事項に該当する個人情報については、電子計算組織に記録してはならないと定められている。

2 改正の内容

収集制限事項に該当する個人情報については、原則、電子計算組織に記録してはならないが、法令に定めがあるとき又は審議会に意見を聴いた上で実施機関が特に必要があると認めるときは、電子計算組織への記録ができるようにする。

3 今後の予定

平成 29 年 2 月

- ・ 審議会から意見聴取
- ・ 区議会第 1 回定例会に条例を議案提出